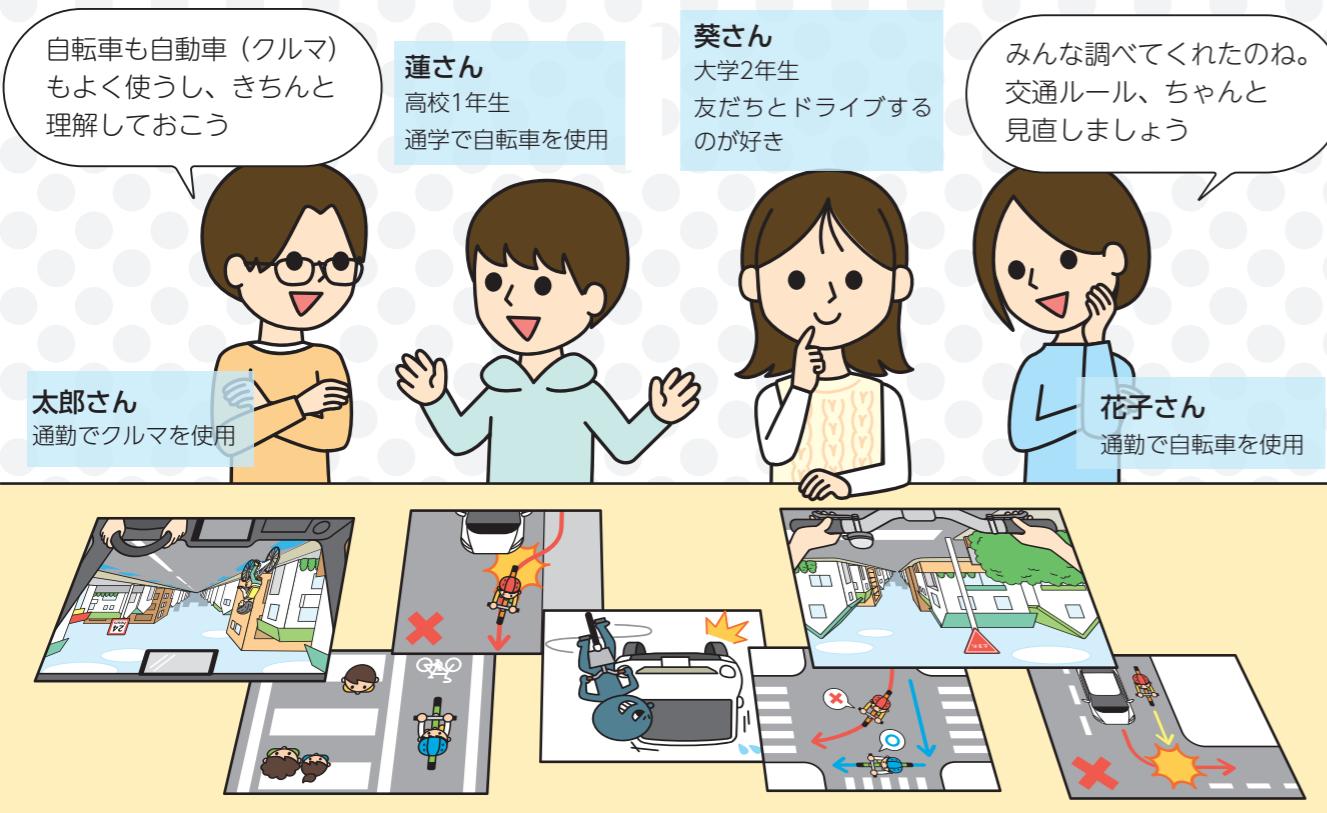


高槻家とおさらい 自転車と自動車の 交通ルール



自転車の取り締まりが大きく変わります 4月から



出典：警察庁ウェブサイト
(<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/info.html>)

4月から、これまでクルマやバイクに適用されていた「交通反則通告制度（いわゆる青切符）」が、自転車にも導入されます。対象は16歳以上の運転者で、違反をすると反則金が科されます。

令和6年中の自転車関連の事故は67,531件です。自転車関連の死

自転車は車道が原則 歩道は例外

自転車は法律上「軽車両」。歩道の有無に関係なく車道通行が原則です。右に示したケースでは歩道を通行できますが、徐行（すぐに止まれる速度）が必要。歩行者の通行を妨げる場合は一時停止をしなければならないなど、歩行者優先が義務です。

- 例外的に歩道を通行できるケース
 - ・標識や標示がある
 - ・13歳未満または70歳以上の人
 - ・車道通行に支障がある身体の不自由な人
 - ・車道または交通の状況から見て、通行の安全を確保するためにやむを得ないとき



「交通安全教室」に参加し、交通ルールを学び直した高槻家。4月から施行の「道路交通法の一部を改正する法律」について、それぞれが調べたことを話し合っています。

問合 管理課/Tel674-7592

車道を走っているとき、どんなことに気を付けたらいいか、考えてみましょう

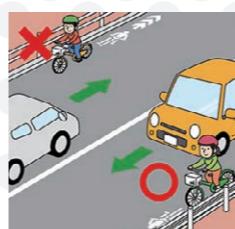


自転車目線から考える 車道を走る際に気をつけたいこと



車道の右側は通行禁止 違反すると反則金6,000円

車道を走るときは、クルマと同じで左側通行が義務。右側を走るとクルマに正面から接近することになり、事故の原因になります。必ず左側を通行しましょう。



車道の通行が危険などときは歩道を通ることもできるよ。歩行者が多い場合は降りて、自転車を押して歩こうね

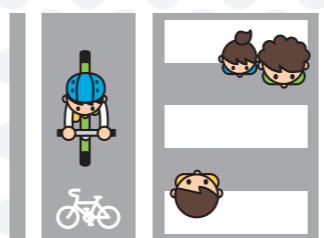
一時停止の標識は守ろう 違反すると反則金5,000円

自転車も「止まれ」の標識がある場所では必ず一時停止。止まらずに進むと、交差点などで歩行者やクルマと衝突する危険が。しっかり止まって左右と右後方を確認し安全を確かめてから進もう。



横断歩道は押して歩いて

交差点を横断するときは、自転車横断帯があれば乗ったまま渡ることができますが、自転車横断帯がない横断歩道で歩行者がいる場合には、自転車を降りて押して渡るのがルールです。乗ったまま横断すると歩行者とぶつかる恐れがあり危険です。

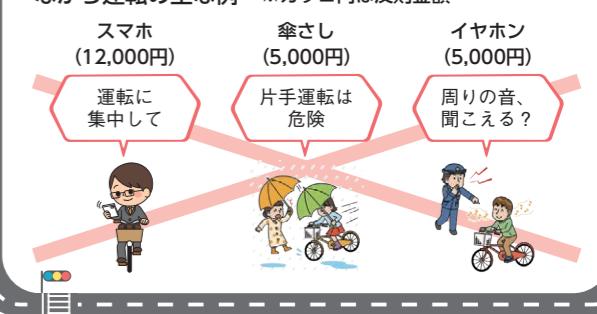


横断帯を通れば、みんなに優しい安全運転。横断帯がないときは、押して歩く。これで周りの人も安心だね

コラム ながら運転とは？

自転車に乗りながら他のことをしてしまう危険な運転のことで、交通違反として青切符の対象となります。運転中はハンドルをしっかりと握って、安全運転に集中しましょう。

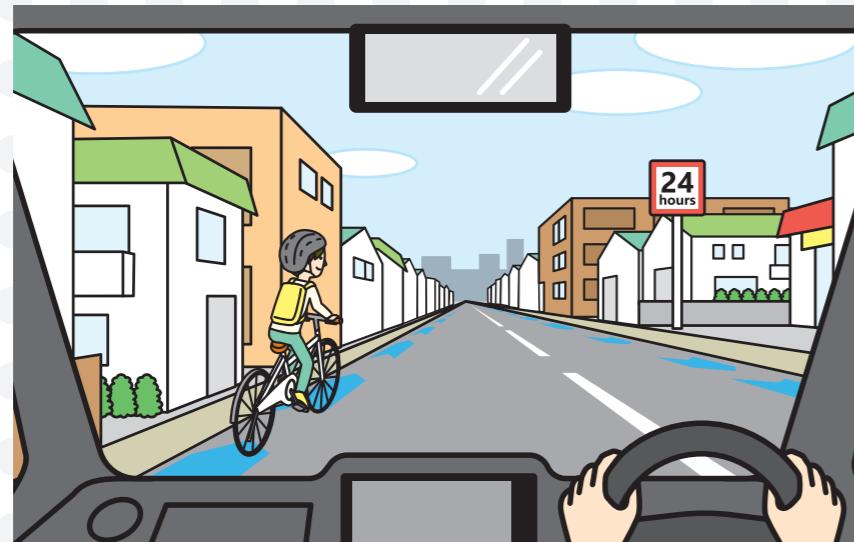
ながら運転の主な例





車道を走る自転車が前を走っていたら ／クルマ目線から考える／

クルマ目線で、前を走る自転車を追い越すときなどに気を付けないといけないことを考えてみましょう



右側のコンビニに入ろうとしているのかな

追い越すときは速度と間隔に注意

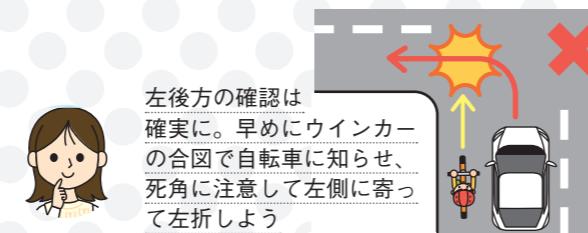
4月の法改正では、クルマが自転車を追い越すときのルールにも罰則が。自転車の右側を通過するときに十分な間隔がないときは、安全な速度を守るようにしましょう。狭い道では無理に追い越さず、自転車との安全な距離を保って走行してください。



自転車は風や路面の影響で急にバランスを崩すこともあるから、ドライバーは余裕を持った運転を心がけよう

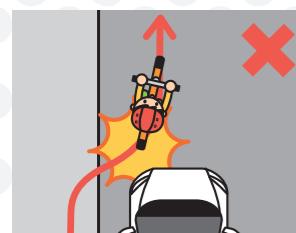
左折時の巻き込みに気を付けて

自転車はクルマに比べて小さく、特にクルマの左後方はドライバーから見えにくいため死角になりやすいです。交差点では、自転車がクルマの左側を直進してくるかもしれない、という予測をしながら慎重に左折しましょう。



自転車の急な動き 見逃さないで

歩道を走行していた自転車が障害物を避けるときなど、車道に出てくることがあります。歩道を走行する自転車がある場合、ドライバーは自転車の動きを見逃さないようにしましょう。



コンビニ前など出入りの多い場所は、いつでも止まれる心構えをしておいてね

コラム 自転車のクルマに対するあおり運転 -

クルマだけでなく自転車による「あおり運転」も取り締まりの対象で、逮捕者が出ています。

- ・車間距離を極端に詰める
- ・故意に前方で急ブレーキをかける
- ・蛇行運転
- ・無理に割り込んで相手の進行を妨害
- ・執拗（しつよう）にベルを鳴らすなど

これらの悪質な自転車の運転には、青切符ではなく、刑事罰が適用される可能性が高いです。人命に関わる危険な行為ですから、絶対にしてはいけません。



法改正のポイント Q&A

法改正による反則金や交通ルールなどをQ&Aでまとめました。
新しいルールを知ることは、安全な走行の第一歩。
理解を深めて、ルールを守る意識を高めましょう



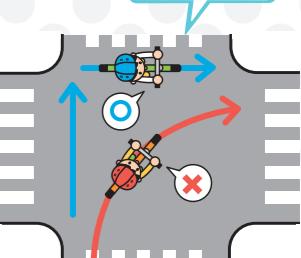
Q 自転車が交差点を右折するときは？

A 交差点は二段階右折

信号機のある交差点を右折する場合は、青信号で交差点の向こう側まで真っすぐ進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進みましょう。この右折方法を「二段階右折」といいます。

クルマと同じように交差点の中央に進み、そのまま右折してはいけません。

違反すると
反則金3,000円



クルマは、自転車が二段階右折をすると考えて走行しています。守らないと非常に危険です
(ID 003969)

Q 青切符の違反行為は何種類？

A 100種類以上

この制度は、近年増加している自転車の交通違反の検挙件数を踏まえ、自転車関連事故の抑止を図ることを目的とする制度です。普段の運転が実は違反だった、ということがあるかもしれません。今一度、自分の運転を振り返ってみてください。市ホームページ (ID 165380) でも、反則行為などを確認できます。



ライトなどの整備不良も反則金の対象に。日頃からメンテナンスをしっかりと

Q 運転免許証にどんな影響が？

A 自転車の違反でも免許停止に

自転車の青切符で運転免許の点数に影響はありませんが、自転車でひき逃げ事件や死亡事故などの重大な交通事故を起こした場合や飲酒運転などの悪質・危険な違反を犯した場合に、クルマの運転免許が停止されることがあります。

青切符の対象外の人とは？

16歳未満は青切符の対象外だけど、だからといって違反していいわけではないよ。誰も悲しい思いをしないように、ルールを守って安全に運転しよう。



自転車で出かけた後に飲酒したら、帰りは乗らずに押して帰ろう



Q 赤切符になる違反は？

A 飲酒運転などです

赤切符とは飲酒運転やながらスマホで交通事故を起こした場合など、悪質または重大な交通違反をした際に交付される違反切符のこと。その後、警察での取り調べや裁判所での手続きが必要になります。クルマと同様に、罰金刑や拘禁刑が科される可能性があり、有罪となれば前科がつきます。

車道は共同利用 お互いが意識し合って安全に

4月から自転車にも青切符制度が導入されますが、あくまで交通ルールの順守と安全意識の向上が本質です。「切符を切られないように」ではなく、「事故を起こさない・巻き込まれないように」一人一人が交通ルールを再確認する必要があります。自転車も「車

両」であることを忘れてはいけません。

この制度改正は、クルマ運転者にとっても交通安全への意識を高める良い機会。車道は自転車とクルマが共に使う場所です。全ての道路利用者が安全・快適に利用できるまちづくりを進めていきましょう。



管理課
交通安全企画官
松永正明さん